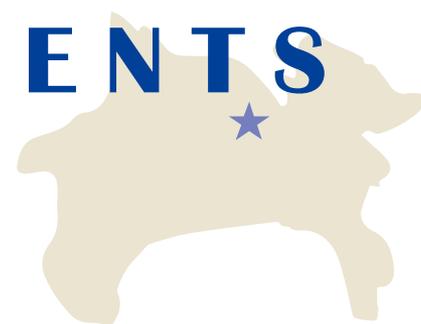


「地域生活支援拠点等の整備等に関する実態調査」
各自治体等の概要版

神奈川県 厚 木 市

目次

CONTENTS



2

| **01** | 厚木市の概要

3

| **02** | 地域生活支援拠点等の整備プロセス、整備類型、概要

4

| **03** | 各機能の具体的な内容

6

| **04** | 地域生活支援拠点等のイメージ図

7

| **05** | 地域生活支援拠点等における支援の事例

8

| **06** | 地域生活支援拠点等の整備・運営における今後の課題
・方針

- 人口 225,489人（平成30年3月1日現在 速報値）
- 障害者の状況（平成30年3月1日現在）
 - ・障害者数 9,122人
 - ・身体障害者手帳所持者 6,067人
 - ・療育手帳所持者 1,766人
 - ・精神障害者保健福祉手帳所持者 1,617人
 - ・障害者人口の半数が65歳以上
 - ・制度等の周知が手帳の取得につながり、知的障害者・精神障害者が増加。特に軽度が増加
- 厚木市の位置



02 地域生活支援拠点等の整備プロセス、整備類型、概要

整備のプロセス

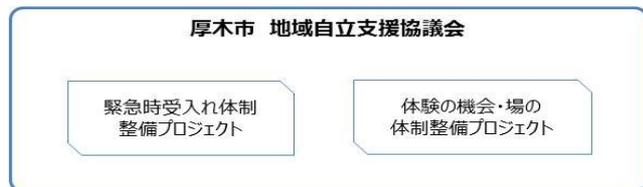
- 平成26年の国の整備方針を受け、第4期厚木市障害福祉計画（平成27年度～29年度）に位置づける
- 平成27年に「厚木市障害者協議会」を新設。平成28年8月から検討開始
- 本市が目指している地域包括ケア社会との関係性をもった整備を行うこと、市内に障害者支援施設等が多いという強みを生かすこと、障害者が地域生活を送る上での安心感とは何かについての議論を行うことの3点を重視

整備類型

面的整備型

概要

- 既存の社会資源を整理し、不足している2機能（「緊急時の受け入れ・対応」「体験の機会・場の提供」）について、地域自立支援協議会でプロジェクトチームを立ち上げ、協議
- 相談機能は、従前、障害種別で受けていた相談を、地域で障害の区別なく受けられるよう強化
- 地域包括ケア社会の実現をめざし、地域包括支援センターとの連携で高齢障害者への専門的な体制を確保



相談

- 平日の日中は、障がい者総合相談ゆいはあと（障がい者基幹相談支援センター）と障がい者相談支援センター（5か所）が3障害の区別なく相談受付
- 夜間・休日は、生命に関わる緊急相談のみ、障がい者基幹相談支援センターの相談支援専門員が3人交代で携帯電話で対応
- 開設時から今まで、深刻な相談は数件程度（警察対応が1件、精神障害者からの相談が数件）

緊急時の受け入れ

- 24時間365日、相談内容に応じて、訪問などの緊急派遣、緊急一時保護を実施。日中は、各関係機関が通常業務の範囲で緊急時対応を行い、夜間・休日等は、介護者不在（救急搬送）や行動障害による対応困難があった場合に、障がい者基幹相談支援センターが緊急派遣、一時保護、入所施設での受け入れ対応を調整
- 原則48時間、最長72時間以内にサービス等調整会議を開催
- 計画相談支援に（仮称）安心生活支援プラン（夜間・休日を想定した対応プラン）を追加（必要者のみを対象に平成29年7月から試験的運用）

体験の機会、場

- 相談支援専門員がグループホームの空き状況や特徴を常に把握してマッチング（「緊急時受け入れ体制整備」プロジェクト）
- グループホーム13か所（11か所知的障害、2か所精神障害）のうち、体験専用は1か所。他は体験専用ではなく、空きがある場合に有効活用
- 体験の支給決定基準は、年間最大50日。利用状況は、50日フルではなく、ショート2～3日を何回か、または月に何回かであり、将来を見据えての利用というよりショートステイ的な利用傾向が見られる

専門的人材の確保・養成

- 相談支援事業所の連絡会を毎月実施（研修会がメイン）。うち4回は地域包括支援センターとの合同会議とし、高齢障害者への対応体制を確保
- 基幹相談支援センターが事例検討会や相談支援専門員の勉強会を実施
- 喀痰吸引研修の受講促進のため、平成29年度から助成額を増額

地域の体制づくり

- 障がい者総合相談室ゆいはあと（障がい者基幹相談支援センター）、障がい者相談支援センター（5か所）、地域包括支援センター（10か所）、生活支援コーディネーター、民生委員・児童委員等による連携強化を図り、地域の見守り支援や多様なニーズに対応できるサービス提供体制の構築を目指す

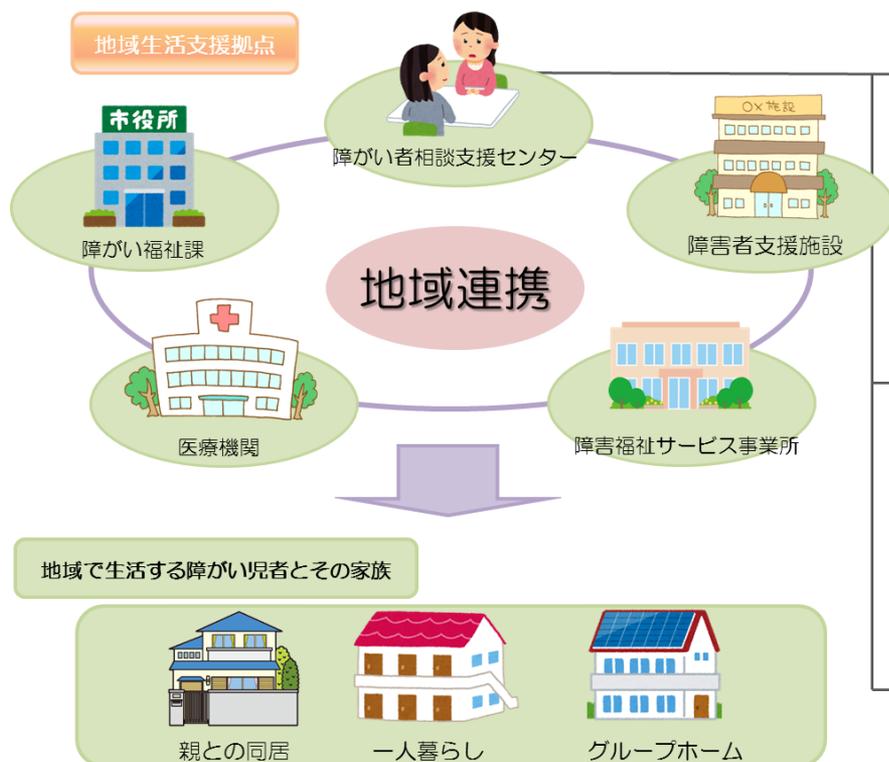
その他

- 医療的ケアの不足をカバーするため、厚木市重度障害児メディカルショートステイ事業（市立病院で実施）、厚木市重度障害者訪問看護支援事業（訪問看護の延長分に市が加算して、最長4時間半とする）を実施

- 障がい者基幹相談支援センターと障がい者相談支援センターなど既存の資源を活用した面的整備
- 計画相談支援に、夜間・休日を想定した対応プラン「（仮称）安心生活支援プラン」を追加し、緊急時の対応を実施

関係機関と協議しながら拠点に求められる機能や各機関の役割について明確にし、各資源を有機的に結び付けながら効率的・効果的な地域生活支援体制等の整備を図る。

※地域生活支援拠点等整備のイメージ



地域生活への移行に向けた支援

- 相談支援の拠点
障がい者基幹相談支援センターの設置
（24時間対応）
障がい者相談支援センター
（5か所・担当地区割）
- 地域移行に対する相談
住宅入居等の相談
一人暮らしに向けた宿泊体験相談
- 体験利用の場の活用

地域生活の継続のための支援

- 緊急時の受入れ
短期入所、被虐待者の一時保護
- 計画相談の実施
- 訪問系サービス等の提供
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、
移動支援
- 日中活動の場の提供
通所生活介護、
放課後等デイサービス等

地域の体制づくり

- 専門的人材の養成
障害者協議会相談支援プロジェクトにて
事例検討会等の実施
- 体験利用の場、緊急時の受入先となる
グループホーム、短期入所等の空床状況
の定期的確認や緊急対応時の受入れ要
請時の障害福祉サービス事業者等との連
絡体制を構築する。
- 24時間365日対応の相談窓口の構築
- 緊急対応の支援体制の構築

利用事例

1

利用者の属性

- ・知的障害 30代 男性 療育手帳A1 障害程度区分4

利用した経緯

- ・高齢の父親と自宅で生活。5年程前に、父親が病気入院中に短期入所を利用したこともあり、以前から親亡き後の本人の生活について、相談を受けていた
- ・サービス等利用計画のなかで、グループホームの体験利用や短期入所の支給決定は受けているが、体験的な利用については進められていなかった。そのため、緊急時の受け入については、サービス等利用計画の中に安心生活支援プランとして明記することで、緊急時の対応について施設と家族、相談支援事業所、市で確認を行い、短期入所の体験的な利用について進めている

利用の効果等

- ・平常時から、親亡き後や緊急時の対応について検討することで、家族としては不安になることもあるが、逆に課題を整理することで、普段からの関わり方や地域の中でのつながりを意識する機会が増え、予防の機能としても期待できる

● どの職種も人材不足（特に相談支援専門員、行動障害対応）

相談支援専門員、事業所の支援員、ホームヘルパーいずれも不足している。相談支援専門員の要件は厳しく、条件を満たす人はベテランで管理者が多く現在の業務に追われているため、資格取得は難しい。強度行動障害への対応は、研修会費助成にとどまっている

● 地域全体で機能するには時間を要する

地域生活支援拠点等の整備の担い手は、専門職だけでなく地域全体であるが、地域が十分に機能するまでには時間を要する

● 医療的ケアへの対応が不足

医療的ケアを必要とする障害者に対応できる事業所や人材が少ない